

小田原漁港及び小田原漁港海岸ロケーション撮影利用受入れ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「県有施設等のロケーション撮影利用実施方針」(平成17年2月21日付け総務部長・商工労働部長通知)に基づき、小田原漁港及び小田原漁港海岸保全施設のうち、神奈川県が所有又は管理する施設及び財産(以下「小田原漁港施設等」という。)において映画やテレビ番組等のロケーション撮影利用を受け入れる場合の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 ロケーション撮影利用受け入れ対象施設は、小田原漁港施設等のうち神奈川県が所有又は管理する施設で、第3条第1項第1号に掲げる施設を除く施設とする。

(受入れ基準等)

第3条 小田原漁港施設等におけるロケーション撮影利用の受入れ基準は次の各号のとおりとする。

(1) 次に掲げる施設は利用を認めないこととする。

ア 新1号防波堤の一部(中間部から堤頭部)及び付属する消波ブロック全部

イ 2号防波堤及び付属する消波ブロック全部

ウ 3号防波堤の一部(天端部及び付属する消波ブロック全部)

エ 4号防波堤の一部(天端部及び蓄養水面側通路)

オ 3号防波突堤の一部

カ 防波堤(1)及び付属する消波ブロックの全部

キ 防波堤(2)及び付属する消波ブロックの全部

ク 蓄養波除堤の全部

ケ 離岸堤(消波ブロック)の全部

コ 工事施行区域内

(2) 小田原漁港内臨港道路(南側臨港道路及び西側臨港道路の一部(新港内)を除く。)を利用する場合は、道路交通法に係る許可を得ていること。

(3) 利用する時間帯は、漁業者及び漁業関係者の作業に支障のない時間帯とする。

(4) 制作する映像作品等の内容が公序良俗に反しないこと。

(5) 当該ロケーション撮影利用の規模等に応じて専任の整理員を配置するなど、撮影現場の管理が適切に行われること。

(6) 当該ロケーション撮影利用が、小田原漁港施設等の管理者である西部漁港事務所長(以下「所長」という。)が指示する事項を遵守して行われること。

2 前項に関わらず、所長は、小田原漁港施設等の役割、現況、立地条件、管理体制、特殊性等を考慮し、ロケーション撮影利用を個別に判断し認めることができるものとする。

(申込み受付け等の手続き)

第4条 小田原漁港施設等をロケーション撮影のため利用しようとする者は、次により所長に届け出るものとする。

(1) 届出

届出は、「小田原漁港・漁港海岸ロケーション撮影利用届」（別紙様式1）に次の添付書類を添えて2部提出するものとする。

- ア 企画書
- イ 脚本（シナリオ）
- ウ スケジュール表
- エ その他所長が必要と認めるもの

(2) 調整

ロケーション撮影利用の届け出をしようとする者は、あらかじめ、関係法令等の許可等を受けるほか、漁業関係者等との調整を行うものとし、関係法令の許可等が得られないもの及び漁業関係者等との調整（以下、「関係機関等との調整」という。）が整わなかったものについては、届出を受理しないものとする。

(3) 届出の受理

所長は、第2条の受入れ基準に合致し、前項の関係機関等との調整が整っている届出があった場合はこれを受理し、届出の副本に収受印を押印し、別紙様式2（施設利用に当たっての注意事項）を添えて交付するものとする。

（現場管理）

第5条 ロケーション撮影利用を行う者は、次の事項を遵守し、適切な現場管理を行わなければならない。

- (1) 施設利用当日の気象情報に留意し、神奈川県西部地域に津波又は波浪に関する警報、注意報が発表されているとき又は発表されることが予想される場合は、撮影を中止し、利用中に津波又は波浪に関する警報、注意報の発表があったときは、直ちに利用を中止し、安全な場所に避難すること。
- (2) 使用責任者は、前号後段の場合に備え、利用場所付近の緊急避難場所を把握し、スタッフ等関係者に周知すること。
- (3) 車両については、事前に駐車場所を確保すること。
- (4) 所定の場所及び目的外の使用は一切行わないこと。
- (5) 小田原漁港施設等の設備、器具備品等の使用及び移動は一切行わないこと。
- (6) ロケーション撮影を行う者は、撮影場所の設備、器具備品等に損傷を与えた場合は原状に復旧することとし、復旧に当たっては所長の指示に従うこと。
- (7) 小田原漁港施設等内の電気、水道等の施設は一切使用しないこととし、必要な電気、水道等はロケーション撮影を行う者が調達すること。
- (8) ロケーション撮影利用に関して発生したゴミ等はすべて持ち帰り、廃棄処分等を適切に行うこと。
- (9) 喫煙場所を指定し、指定した場所以外は禁煙とすること。
- (10) 事故やトラブルが発生した場合は、直ちに撮影を中止し、適正な措置を講じるとともに、所長に速やかに報告すること。

- (11) その他、所長の指示を厳守すること。
- 2 ロケーション撮影利用の届出をした者が、遵守事項を守らない場合は、所長はロケーション撮影を中止させることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

(別紙様式1)

小田原漁港・漁港海岸ロケーション撮影利用届

平成 年 月 日

神奈川県西部漁港事務所長 殿

届出者 住 所
氏 名
(法人名)
(代表者名)
電話番号
(担当者)
(連絡先)

印

次のとおり、ロケーション撮影のため小田原漁港・小田原漁港海岸施設の一部を利用したいので届け出ます。

1 漁港等の名称	小田原漁港・小田原漁港海岸
2 使用箇所	
3 使用人員	人
4 使用目的	ロケーション撮影のための利用
5 作品概要	(作品名)
	(主な出演者)
	(放映等予定年月日) 年 月 日
6 使用日時	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	時 分 から 時 分 まで
6 使用責任者	(住所)
	(氏名)
	(撮影当日の連絡先)
7 添付書類	
(1)	ロケーション撮影利用箇所案内図
(2)	企画書
(3)	脚本(シナリオ)
(4)	スケジュール表
(5)	その他

(別紙様式2)

撮影に当たっての注意事項

- 1 撮影当日の気象情報に留意し、神奈川県西部地域に津波又は波浪に関する警報、注意報が発表されているとき又は発表されることが予想される場合は、撮影を中止し、撮影中に津波又は波浪に関する警報、注意報の発表があったときは、直ちに撮影を中止し、安全な場所に避難すること。
- 2 使用責任者は、前号の場合に備え、撮影場所付近の緊急避難場所を把握し、スタッフ等関係者に周知すること。
- 3 車両については、事前に駐車場所を確保すること。
- 4 所定の場所及び目的以外の使用は一切行わないこと。
- 5 小田原漁港施設等の設備、器具備品等については、一切使用及び移動させないこと。
- 6 ロケーション撮影を行う者は、撮影場所の設備、器具備品等に損傷を与えた場合は原状に復旧することとし、復旧に当たっては所長の指示に従うこと。
- 7 小田原漁港施設等内の電気、水道等の施設は一切使用しないこととし、必要な電気、水道等はロケーション撮影を行う者が調達すること。
- 8 ロケーション撮影利用に関して発生したゴミ等はすべて持ち帰り、廃棄処分等を適切に行うこと。
- 9 喫煙場所を届け出た区域内において指定し、指定した場所以外は禁煙とすること。
- 10 事故やトラブルが発生した場合は、直ちに撮影を中止し、適正な措置を講じるとともに、所長に速やかに報告すること。
- 11 その他、所長の指示を厳守すること。

緊急連絡先

神奈川県西部漁港事務所 管理漁港課

〒250-0021 小田原市早川1-2-1

電話 0465-23-8521 (平日の午前8時30分から午後5時15分)

電話 090-4718-0088

(土曜日、日曜日、祝祭日)

(平日の午後5時15分から午前8時30分)

小田原漁港口ケーソン撮影利用受入れ施設一覧表

区分	種類	名称	所在地	備考
外郭施設	防波堤	1号防波堤	本港	
	防波堤	新1号防波堤（一部）	本港	中間部から堤頭部及び付属消波ブロック内は利用禁止
	防波堤	3号防波堤（一部）	新港	通路のみ（天端部及び外港側消波ブロック内は利用禁止）
	防波堤	4号防波堤（一部）	新港	新港側通路のみ（天端部及び蓄養水面側通路は利用禁止）
	防波堤	新港波除堤	新港	
	護岸	階段護岸	本港	
	護岸	2号護岸	本港	
	護岸	3号護岸	本港	
	護岸	5号護岸	蓄養水面	
	護岸	道路護岸 コ	新港	西側臨港道路護岸（要道路使用許可）
	護岸	道路護岸 エ	蓄養水面	国道135号護岸（要道路使用許可）
	護岸	道路護岸 テ	蓄養水面	国道135号護岸（要道路使用許可）
	護岸	道路護岸 ア	蓄養水面	国道135号護岸（要道路使用許可）
	護岸	道路護岸 サ	蓄養水面	国道135号護岸（要道路使用許可）
	護岸	道路護岸 キ	蓄養水面	国道135号護岸（要道路使用許可）
	係留施設	突堤	1号防波突堤	本港
突堤		2号防波突堤	本港	
岸壁		1号陸揚岸壁	本港	
岸壁		2号陸揚岸壁	本港	
岸壁		1号準備岸壁	本港	
岸壁		2号準備岸壁	本港	
岸壁		2号休けい岸壁	本港	本港漁具倉庫前漁具資材置場（漁協占用箇所）を除く。
岸壁		3号休憩岸壁	本港	
岸壁		耐震強化岸壁	本港	市場開催日の午前6時から午前10時までを除く。
岸壁		物揚場	新港	
船揚場	船揚場	1号船揚場	本港	
	船揚場	2号船揚場	新港	
水域施設	航路	本港航路	本港	
	航路	新港航路	新港	
	泊地	本港泊地	本港	水産物陸揚区域、出漁準備区域を含む。
	泊地	新港泊地	新港	出漁準備区域を含む。
泊地	耐震強化岸壁泊地	本港		
輸送施設	道路	西側臨港道路	本港・新港	要道路使用許可（新港内は不要）
	道路	北側臨港道路	本港	要道路使用許可（大型車通行不可）
	道路	東側臨港道路	本港	要道路使用許可
	道路	南側臨港道路	本港	
	駐車場	東側南駐車場	本港	
	駐車場	東側北駐車場	本港	
	駐車場	新港駐車場	新港	
荷捌所	荷捌所	旧野積場荷捌所	本港	
	荷捌所	西側荷捌所	本港	
	荷捌所	耐震強化岸壁荷捌所	本港	
その他	漁具保管施設	漁具干場	新港	
	広場	新港多目的広場	新港	
	広場	西側立体多目的広場	本港	西側立体施設2階
	植栽	新港緑地	新港	

